

令和5年度 葛飾区 居宅訪問型保育事業者（個人） 集団指導 ～第3部 事故防止編～

子育て支援部子育て施設支援課

指導検査係

乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止

- ◆ 照明は、睡眠時の乳幼児の顔色が観察できるくらいの明るさを保つ。
- ◆ 乳幼児のそばを離れない。
- ◆ 乳幼児を寝かせる時は、仰向け寝を徹底する。
 - 1歳児以上でも、乳幼児の家庭での生活や就寝時間、発達の状況等一人ひとりの状況を把握できるまでの間は、必ず仰向けに寝かせる等、乳幼児の安全確認をきめ細かく行う。
- ◆ 保護者との緊密なコミュニケーションを取る。
 - 家庭での乳幼児の様子、睡眠時の癖、体調等を保護者から聞き取る。
 - 預かり始めの時期や体調不良明けは特に注意して聞き取る。

乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止

- ◆ 睡眠時のチェックをきめ細やかにを行い、記録する。

チェック項目

乳幼児の寝つきや睡眠中の姿勢・顔色・呼吸の状態・体温

- 0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回の間隔が望ましい。
- 体調不良等いつもと違う様子の際は特に注意してチェックする。
- 乳幼児の体に触れて、体温や発汗等の確認をする。

乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止

◆ その他の睡眠中の事故

- 睡眠中に乳幼児が死亡する原因には、乳幼児突然死症候群という病気のほか、窒息等による事故がある。乳幼児突然死症候群の予防策は、窒息等その他の睡眠中の事故防止にもつながる。呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をすることが重要である。

【窒息リスク軽減方法】

- ① やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。
 - ② ヒモ、またはヒモ状のものを置かない。
(例:よだれかけのヒモ、布団カバーの内側のヒモ、ベッド周りのコード等)
 - ③ 口の中に異物がないか確認する。
 - ④ ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。
- 定期的に乳幼児の呼吸・体位、睡眠状態を点検する。

東京都福祉局

保育施設における睡眠時の安全管理の徹底について(通知)【令和6年2月9日更新】

◆ 「東京都教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的検証委員会報告書」

- 事業所内保育施設で午睡中にうつぶせ寝で寝かされた1歳児の死亡事故から私たちが学ぶ、1歳児の保育と低年齢児に対する丁寧な保育の大切さについて(平成29年3月8日)
- 個人で長く運営し、繰り返し改善指導が行われていた24時間運営のベビーホテル(認可外保育施設)で夜間の時間帯に発生した睡眠中の死亡事故(平成30年3月28日)

乳幼児の状況に応じた食事の提供

- ◆ 適切な献立内容・調理方法に沿った食事を提供すること
 - 乳児及び1歳以上3歳未満児の給食は、食材料の選定、調理方法等に配慮する。
 - 誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去する。
 - 食物アレルギー、障害のある乳幼児等については、一人ひとりの乳幼児の心身の状況に応じた献立を作成する。
- ◆ 乳幼児の状況に応じて配慮すること
 - 医師の指示や連携の下、保護者とも協力して適切に対応する（生活管理指導表等に基づく対応が必須）。
 - アレルギー対応について、個別トレイの使用や職員の役割分担の明確化等により、誤食事故の防止に努める。

乳幼児の状況に応じた食事の提供

厚生労働省(平成28年3月)
[「教育・保育施設等における
事故防止及び事故発生時の
対応のためのガイドライン」](#)

◆ 誤嚥等による窒息のリスクとなるものの例

① 使用を避ける食材

球形という形状が危険な食材、粘着性が高い食材、固すぎる食材

② 0, 1歳児は提供を避ける食材

固く噛み切れない食材、噛みちぎりにくい食材

③ 調理や切り方を工夫する食材

弾力性や繊維の固い食材、唾液を吸収して飲み込みづらい食材

④ 食べさせる時に特に配慮が必要な食材

粘着性が高く、唾液を吸収して飲み込みづらい食材

⑤ 果物について

咀嚼により細かくなったとしても食塊の固さ、切り方によっては詰まりやすい食材

乳幼児の状況に応じた食事の提供

◆ 食事中の事故防止策の例（誤嚥による窒息防止）

- 過去に、誤嚥、窒息等の事故が起きた食材は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、極力使用しない。
 - ・プチトマトは四分割にカットする
 - ・りんごや梨等の果物は離乳食完了期までは加熱する等調理方法を工夫する。
- 乳幼児の食事に関する情報（発達状況等）を把握する。
- 食事の前に、当日の乳幼児の健康状態等を確認する。
- ゆっくり落ちついて食べることができるよう、乳幼児の意思に合ったタイミングで食事を与える。
- 口の中に食べ物が残っていないか注意する。
- 乳幼児の口に合った量で与える。（1回で多くの量を与えない）
- 汁物等の水分を適切に与える。
- 食事中に眠くなっていないか注意する。

プール・水遊び

◆ 事故防止対策を徹底して行う。

- 監視エリアをくまなく監視する。
- 十分な監視体制の確保ができない場合には、プール活動の中止も選択肢とする。
- 事故が発生したときに備えて、心肺蘇生等の訓練を行う。

厚生労働省(平成28年3月)[「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」](#)

平成29年8月さいたま市(認可保育所)

4歳の女児がプール活動中に死亡。プールの解体作業のため、数分間目を離してしまう。

出典:平成30年5月「特定教育・保育施設等重大事故検証報告書(平成29年8月緑区私立認可保育所)」

(さいたま市社会福祉審議会特定教育・保育施設等重大事故検証専門分科会)

◆ 衛生管理を徹底して行う。

- 塩素消毒を行う。
- おしりを洗う。

こども家庭庁(平成30年3月(令和5年5月一部改訂))[「保育所における感染症対策ガイドライン」](#)

園外保育等

< 事例 >

◆公園での見失い

公園において、保育士が他児の対応で目を離している間に、1歳児が公園を出て行ってしまった。当該児童が道路に出たところ、通行人が気付いて止めた。

◆施設内での見失い

お迎えの時間帯や園庭遊びの時間帯に、乳幼児が園の門扉を自分で開ける等して、園から抜け出してしまった。

➤ 乳幼児から目を離さない、室内の構造を把握する、散歩の際は経路等を確認しておく

【参考】[「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項について」](#)

(令和元年6月21日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課)

[「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について」](#)

(令和3年8月25日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)

自動車を運行するとき

- ◆ 園外活動等で自動車を運行するとき、乳幼児の乗車及び降車の際に、乳幼児の所在を確認しているか。

【参考】[「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」](#)第20条の4、
[「東京都認証保育所事業実施要綱」](#)12(2)、
[「認可外保育施設に対する指導監督要綱」](#)別表1「認可外保育施設指導監督基準」7(8)、
[「こどもの出欠状況に関する情報の確認、バス送迎に当たっての安全管理等の徹底について」](#)
(令和4年11月14日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)

**置き去り防止事故を防ぐため、
散歩時・送迎時等の確認漏れがないようお願いします。**

保育の環境設定

- ◆ 窒息の可能性のある物が保育環境下に置かれていないか等について、点検しているか。
 - 口に入れると咽頭部や気管が詰まる等窒息の可能性のある大きさ、形状の物については、乳幼児の手に触れない場所にあるか確認する。
 - 手先を使う遊びには、部品が外れない工夫をしたものを使用するとともに、その乳幼児の行動に合わせたものを与える。
 - 乳幼児の誤飲につながる物は髪ゴムの飾り、キーホルダー、マグネット、ビー玉や石等がある。
- ◆ 窒息の危険性がある玩具や、これまでに窒息事例がある物と類似の形状の物については、保護者と協力し、誤飲防止に努めることが重要である。

厚生労働省(平成28年3月)

[「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」](#)

集団指導の意義

- ☆乳幼児のため ……保育の質の向上
- ☆保護者のため ……安心・安全の確保
- ☆事業者のため ……リスクマネジメント

今後とも御協力をお願い申し上げます。

今後の流れ

事業者

①自己点検報告(LoGoフォーム)及び必要資料を提出してください。
※上記は必ず**令和6年3月24日(日)まで**に終了させてください。

区

②提出から約1か月後に、集団指導の結果を通知いたします。

事業者

③結果通知に、改善を要する事項(指摘)がある場合、**改善状況報告書の提出**をお願いいたします。

- ・自己点検報告(LoGoフォーム)
 - ・必要資料
 - ・改善状況報告書(該当者のみ)
- の提出先

**葛飾区子育て支援部
子育て施設支援課指導検査係**

**電話:03-5654-8618
8619**

ご清聴ありがとうございました。